

民間保育所等に対する使用済おむつ処分費補助について

1. 事業目的

保育所等における使用済おむつの処分について、園児の体調管理のため保護者による持ち帰りとしている保育所等が多い。しかし、使用済おむつの持ち帰りについては、衛生上の問題や使用済おむつを園児ごとに振り分ける業務が、保育士等の負担となっていることから、各施設で処分することとしたい。このため、保育所等における使用済おむつの処分に要する経費の一部を補助することにより、保育所等において使用済おむつの処分を行うことを推進し、保護者、保育士等の負担の軽減を図る。

2. 補助対象施設

自園処分を行う民間保育所等

保育所（6園）、認定こども園（17園）、小規模保育施設（4施設）

3. 補助対象経費

①使用済おむつ処分に要する経費

・保育所等が収集事業者に支払っている委託料や廃棄物処理手数料など

②使用済おむつを保管するための備品の購入に要する経費

・密閉型のごみ箱や屋外保管用の物置、消臭器など

4. 補助額

①については、0～2歳児クラスの在園児1人につき、月額350円とする

②については、1園（施設）当たり10万円とする（1回限りとする）

5. 事業開始

令和5年11月

6. 市の予算措置

支出見込額 4,625千円（9月補正予算に計上予定）

①については、350円×1,100人×5か月＝1,925,000円

②については、100,000円×27施設＝2,700,000円

（財源内訳：栃木市子ども未来基金繰入金 4,625千円）

問 合 せ

こども未来部 保育課

担当：東原

TEL:0282-21-2231